

「100mm/h 安心プラン」実施要綱の運用

第1 登録要件

要綱第5に定める登録に関して、「100mm/h 安心プラン」は次の各号の要件を満たすものとする。

1. 河川および下水道整備における従来の目標とする計画降雨を超える局地的大雨を対象とするものであること。(必ずしも 100mm/h 以上の大雨に対して実施するものではない)
2. 行政機関(河川管理者・下水道管理者等)が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組(ソフト対策含む)を実施するものであること。
3. 浸水被害軽減のための集中的な対応等に重点を置くものであること。

第2 「100mm/h 安心プラン」の策定

1. 要綱第5に基づき、「100mm/h 安心プラン」に記載する内容には次に掲げる事項を含め、別添様式にまとめるものとする。

(1) 基本方針

- ① 「100mm/h 安心プラン」の策定にあたっての方針
- ② 計画降雨を超える局地的大雨の発生状況、被害状況および「100mm/h 安心プラン」で対象とする降雨
- ③ 実施による効果

(2) 計画策定のための体制に関する事項

- ① 参画団体等
- ② 推進体制(協議会等の概要・評価の方法)

(3) 目的を達成するために実施する内容

- ① 法定計画等に基づく河川・下水道の整備による浸水対策
- ② 分散型貯留浸透施設等による流域対策(上記を除く)
- ③ 危険情報周知の対策
- ④ 地域における水防活動強化の取組
- ⑤ まちづくりや住民(団体)、民間企業等における水害対策への取組

(4) 計画期間(概ね5年から10年とする)

(5) その他必要な事項

2. 要綱第5の4に定める必要な手続きについては、次に掲げるとおり

とする。

- (1) 計画策定主体のうち主務を担当する地方公共団体の長（複数の地方公共団体が関係する場合には協議会等の代表を務める地方公共団体の長、または連名とする）は、要綱第5の1の申請をしようとする場合は、各地方整備局長（北海道においては北海道開発局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）を経由して、水管理・国土保全局長に申請するものとする。
- (2) 計画策定主体は、水管理・国土保全局長により「100mm/h 安心プラン」として登録された場合には、計画の概要を当該市町村のホームページ等において公表するものとする。

第3 「100mm/h 安心プラン」の実施

「100mm/h 安心プラン」の実施にあたって留意すべき事項は、次の各号のとおりとする。

1. 行政機関が実施する事業については、防災・安全交付金の基幹事業および効果促進事業等、既存の事業を有効に活用するものとする。
2. 住民(団体)や民間企業等が実施する取組については、防災・安全交付金の効果促進事業や優遇税制の活用等により支援することができるものとする。
3. 計画の実施状況を確認し、実施効果についての評価等を行うため、参画団体等は毎年1回以上協議会等を開催するものとする。

第4 「100mm/h 安心プラン」の変更

要綱第6に定める「100mm/h 安心プラン」の変更について、次の各号に該当する場合には運用第2の2の規定を準用し、変更手続きを行うものとする。次の各号に該当しない軽微な変更の場合には、運用第2の2の規定を準用した手続きによらず、各計画主体において変更することができる。この場合、各地方整備局長（北海道においては北海道開発局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）への報告を行うものとする。

1. 基本方針等に関する変更
 - (1) 計画名称を変更する場合
 - (2) 計画策定主体を変更する場合
 - (3) 100mm/h 安心プランの策定にあたっての方針を変更する場合
 - (4) 100mm/h 安心プランで対象とする降雨を変更する場合
 - (5) 実施による効果を変更する場合
2. 計画策定のための体制に関する変更

推進体制（協議会等の概要・評価の方法）を変更する場合

3. 目的を達成するために実施する内容に関する変更

(1) 法定計画に基づく河川・下水道等の整備のうち、別添様式に記載した防災・安全交付金に関する内容を変更する場合

(2) 分散型貯留浸透施設による流域対策について、別添様式に記載した内容を変更する場合

4. 計画期間に関する変更

計画期間が変更になる場合

5. その他

その他、策定主体において軽微でない変更であると認めた場合

第5 関連する法定計画等との整合

計画策定主体は、「100mm/h 安心プラン」については、河川整備計画や流域水害対策計画、下水道法に基づく事業計画等の関連する法定計画等との整合を図るものとする。

第6 その他

「100mm/h 安心プラン」の策定及び実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。